

2021年12月10日
訴訟が終結する日に
係る特定日以後10年
理 財 局

██████████ 損害賠償請求事件

原告 █████

被告 国ほか1名

被告国第4準備書面

令和3年12月15日

大阪地方裁判所第8民事部合議2係 御中

被告国指定代理人	磯 谷 武 司	代
日 向 輝 彦		代
引 地 富美子		代
瀧 澤 昌 樹		代
大 西 勝		代
細 谷 鈴 路		代
澤 口 舜		代
西 林 秀 隆		代
市 本 芳 宏		代
坂 手 立		

代
石 田 清
代
土 山 哲 広
代
関 口 雄 介
代
吉 田 修
代
梅 野 雄 一 朗
代
當 間 和 幸
代
山 崎 恭 平
代
吉 野 維 一 朗
代
渡 辺 政 顯

第1 請求の趣旨に対する答弁

被告国は、被告国の令和2年7月8日付け答弁書第1（3ページ）における請求の趣旨に対する答弁を次のとおり変更する。

原告の被告国に対する請求を認諾する。

第2 請求を認諾するに至った理由

被告国は、これまでに、原告の求めを踏まえ、裁判所の訴訟指揮に従いつつ、労働時間や公務災害認定に関する資料、原告の夫（亡俊夫）が作成したファイラー式（本件文書の写し）など、本件審理に必要な資料を可能な限り提出してきた。令和3年10月、原告から、上記資料に基づく請求原因についての追加主張が一通り行われたため、その内容も踏まえて検討したところ、原告の夫が、強く反発した財務省理財局からの決裁文書の改ざん指示への対応を含め、森友学園案件に係る情報公開請求への対応などの様々な業務に忙殺され、精神面及び肉体面に過剰な負荷が継続したことにより、精神疾患を発症し、自死するに至ったことについて、国家賠償法上の責任を認めるのが相当との結論に至った。

そうである以上、いたずらに訴訟を長引かせるのは適切ではなく、また、決裁文書の改ざんという重大な行為が介在している本事案の性質などに鑑み、原告の請求を認諾するものである。

以上